平成31年度 社会福祉法人一宮市社会福祉協議会 事業計画書

近年、少子高齢化・生産年齢人口の減少や介護・貧困・孤立の問題など福祉ニーズは多様化するとともに複雑化しており、制度ごとの支援や「支え手」・「受け手」という関係の支え合いから、分野をまたがった総合的な支援と地域住民や多様な主体が「丸ごと」つながる支援へと転換することが求められています。

このような状況の中、国は「地域共生社会」の実現に向けて、他人事を「我が事」に変えていくような働きかけや、複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築を掲げ、「地域包括ケアシステム」の強化を進めています。

また、社会福祉法人制度改革に基づく経営組織のガバナンスや財務規律の強化に 取り組む必要があり、本会において策定した社会福祉充実計画についても進捗管理 と適正化を図り、着実に実行していかなければなりません。

こうした中、地域福祉推進の中核を担う社会福祉協議会の役割はますます大きくなってきています。そのため、住民の福祉ニーズに柔軟に対応できるよう行政をはじめ関係機関、民間諸団体等と一層連携を深め、きめ細かな地域福祉活動の推進とネットワークづくりを推進し、住民一人ひとりが暮らし続けたいと思うまちづくりに取り組んでいかなければなりません。こうした次世代の福祉社会を見据えて、以下の基本方針により住民に信頼される福祉サービスに取り組みます。

<基本方針>

1 福祉ニーズへの対応

介護保険制度等の公的サービスで対応できないニーズに対し、住民の助け合いの理念に基づく住民主体の地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域での生活支援の仕組みづくりを関係機関と連携して進めます。

その一環として取り組んでいるちょこボラサービス(住民の助け合い家事支援事業)につきましては、利用会員からのニーズを受け止め、適切なサービスを提供するとともに、協力会員の増加・育成に努めます。

日常生活自立支援事業につきましては、制度の周知に努め、認知症高齢者、知的 障害者、精神障害者等で判断能力が十分でない方が自立して生活できるよう支援し ます。

2 地域福祉活動の推進

法人設立60周年を記念して、マスコットキャラクターとして誕生した「いちびょん」を諸事業に活用し、市民に身近な社会福祉協議会をアピールします。

地域福祉事業につきましては、支会間の情報交換や先進地の調査研究を進め、支 会活動の充実を図るとともに、「出張サロン」に加えて新たに「サロンの立ち上げ支 援」を実施し、職員が積極的に地域へ出向き、支会との連携を深めます。

ボランティアセンター事業につきましては、「福祉とボランティア活動展」今後のあり方検討会の結果を踏まえ、今年度は東京パラリンピックの前年でもあることから、「障害者スポーツ」をテーマに盛り込んだ体験型ボランティアイベントを実施します。また、社会ニーズに合ったボランティア講座を開催し、ボランティアの育成に努めます。

3 介護サービスの充実

介護保険・障害福祉サービス事業につきましては、介護保険法・障害者総合支援 法の改正、報酬改定などの影響や課題を踏まえ、健全経営に努めます。また、職員 の福祉資格の取得推進・バックアップとスキルアップのための研修体制の充実を図 り、引き続き職員の資質向上に努めます。

さらに、「介護サービス情報の公表制度」の適格事業所、「愛知県介護事業所人 材育成認証評価事業」の3年連続認証事業所として、ますます利用者から信頼され る質の高いサービスを提供します。

4 安定した相談支援体制の確立

障害者相談支援事業につきましては、在宅の障害者の地域生活を支援するため、相談体制の強化を図るとともに、障害者とその家族等からの多岐にわたる相談に応じ、障害者基幹相談支援センターや障害者自立支援協議会等、関係機関と連携して問題解決に取り組んでいきます。

また、「指定相談支援事業所」として、障害者がその有する能力や適性に応じ、 自立した日常生活を営むことができるよう的確なケアマネジメントを行い、質の高 い適正な相談支援サービスを提供します。

5 法人運営の強化

社会福祉法人制度改革の内容を踏まえ、経営組織の強化及び事業運営の透明性の 向上、人材の育成、財務規律の強化に努めます。

また、ウェブサイトを活用して市民にわかりやすい情報を発信し、信頼される法 人運営に努めます。

< 社会福祉事業内容 >

1 法人運営事業

(1) 法人運営全般 理事会・評議員会を開催する。

2 企画・広報事業

- (1) 一宮市社会福祉大会を市と合同で開催する。
- (2) 寄付者に対し顕彰を実施する。
- (3) 広報紙「いちのみやの社会福祉」を発行する。
- (4) ウェブサイトにより、迅速でわかりやすい情報発信を行う。
- (5) マスコットキャラクター「いちぴょん」を各事業に活用する。

3 ふれあいのまちづくり推進事業

- (1) 市民総参加を基盤とした支会組織の充実強化に努める。
- (2) 支会長会議を開催し、情報の共有化に努め、支会活動の活性化を図る。

4 ボランティアセンター活動事業

ボランティアセンター事業を推進する。

- (1) 各種ボランティア講座等を開催し、ボランティアの育成に努める。
 - ① 手話奉仕員養成研修
 - ② はじめての手話
 - ③ 夏休みこども手話教室
 - ④ 夏休みこども点字教室
 - ⑤ 点訳講習会
 - ⑥ 声で伝えるボランティア講座
 - ⑦ 文字で伝えるボランティア講座
 - ⑧ 傾聴ボランティア養成講座
 - ⑨ 防災ボランティアコーディネーター養成講座

- ⑩ 福祉レクリエーション講座
- ① 視覚障害者ガイドヘルプ講習会
- ② おもちゃドクター養成講座
- ③ こどもボランティアスクール
- (2) ボランティア団体の育成に努める。
- (3) 体験できるボランティアイベントを開催し、広く市民にボランティア活動 の啓発を図るとともに理解を深める。
- (4) 広報紙・ウェブサイトによる情報発信を積極的に行い、ボランティア活動の啓発と普及に努める。
- (5) ボランティア福祉体験学習を実施し、青少年の福祉の理解を深める。
- (6) ボランティアセンターにおける登録・斡旋機能を強化し、ボランティア活動をしたい人とボランティアを求める人の橋渡しの円滑化を図る。
- (7) ボランティア活動保険の加入を促進する。
- (8) 家庭体験ボランティアによる児童養護施設の子どもの受入れを行う。

5 共同募金配分金事業

共同募金配分金事業を推進する。

- (1) 老人福祉活動事業
 - ① 「敬老の日」を中心に敬老会等の行事を開催する。
 - ② 数え100歳を迎えられた高齢者に長寿祝い金を贈る。
 - ③ 老人クラブへの助成を行う。
- (2) 障害児·者福祉活動事業
 - ① 各障害児・者団体の行事等への助成を行う。
 - ② おもちゃ図書館の運営を行う。
 - ③ 障害者スポーツ教室を開催する。
- (3) 児童·青少年福祉活動事業
 - ① 福祉善行児童・生徒の表彰を行う。
 - ② 福祉推進校への助成を行う。
 - ③ 市内の小中学校で福祉実践教室を開催する。
 - ④ 児童福祉関係団体への助成を行う。
 - ⑤ 夏休み盲導犬教室を開催する。
- (4) 母子·父子福祉活動事業

- ① 各関係団体への助成を行う。
- (5) 福祉育成・援助活動事業
 - ① 低所得者階層への援助を行う。
 - ② ふれあい・いきいきサロンリーダー養成研修会を開催する。
 - ③ 地域福祉講演会を開催する。
 - ④ サロン交流会及び出張サロンを開催すると共に、サロンの立ち上げ 支援を行う。
 - ⑤ 広報紙を発行する。
- (6) ボランティア活動育成事業
 - ① ボランティアの地区活動推進及びグループ助成を行う。
 - ② 災害時の対応のため活動資機材の確保充実に努める。
- (7) 歳末たすけあい配分金事業
 - ① 満70歳以上のひとり暮らし高齢者を歳末訪問し、見守り活動を推進する。

6 資金貸付事業

民生児童委員との連携を図り、低所得者等の自立の援助に努める。

- (1) 県社会福祉協議会より受託の生活福祉資金貸付制度の適切な運用を推進する。
- (2) 小口資金として、くらし資金、生活資金及び福祉金庫等の貸付を行う。
- (3) 市の生活支援相談室と連携し、貸付資金を適正に利用できるよう相談者を援助する。

7 居宅介護等事業

訪問介護員により、要介護状態又は要支援状態にある高齢者、障害者等に対し、訪問介護を行う。

- (1) 指定訪問介護事業における訪問介護サービスを実施する。
- (2) あんしん介護予防事業における訪問介護サービスを実施する。
- (3) 障害福祉サービス事業における訪問介護サービスを実施する。
- (4) 移動支援事業における訪問介護サービスを実施する。

8 居宅介護支援事業

介護支援専門員により、介護保険法に基づく適正な居宅介護支援及びあんし ん介護予防事業における介護予防ケアマネジメントを行う。

9 相談支援事業

一宮市からの受託による「障害者相談支援センターいちのみや」において、 障害者及びその家族等からの相談に応じ問題解決に取り組むとともに、「指定相 談支援事業所」として、相談支援専門員が契約に基づき「サービス等利用計画 の作成」、「モニタリングの実施」を行う。

また、市が設置する「障害者基幹相談支援センター」に職員を派遣し、困難 事例や障害者への虐待防止などの諸問題について対応する。

10 日常生活自立支援事業

県社会福祉協議会からの受託事業として、自らの判断で適切な福祉サービスを受けることが困難な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が地域で自立した生活ができるように福祉サービス利用援助事業を行う。

11 生活支援体制整備事業

一宮市からの受託により、地域において多様な生活支援サービスを提供する 仕組みを構築するため、コーディネーターを配置し、各種団体の連携強化、支 え合う仕組みの構築を図る。

また、高齢者の日常生活上の困りごとを市民ボランティアが手助けする「ちょこボラサービス」を行う。

12 その他の市受託事業

- (1) 障害者スポーツ大会事業 障害者スポーツ大会を開催し、障害者の体力の維持や障害者同士の交流を 図る。
- (2) 視覚障害者パソコン教室事業 目の不自由な方を対象に、パソコン教室を開催する。

13 基金事業

基金の適正な運用に努め、高齢者等の援護事業を推進する。

< 収益事業内容 >

1 自動販売機設置事業

一宮市立市民病院等に飲料水の自動販売機を設置し、収益金を社会福祉事業に活用する。